# 年金記録訂正請求に係る答申について

# 近畿地方年金記録訂正審議会 平成 29 年3月 31 日答申分

# ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600561号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600221号

#### 第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成16年12月1日から平成17年3月1日までの期間、同年4月1日から同年6月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から平成18年9月1日までの期間及び平成23年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成16年12月から平成17年2月までは26万円を28万円、同年4月は26万円を34万円、同年5月は26万円を30万円、同年7月は26万円を28万円、同年9月から平成18年8月までは26万円を30万円、平成23年9月は16万円を17万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月1日から平成17年9月1日まで

② 平成17年9月1日から平成18年9月1日まで

③ 平成23年9月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうちの請求期間①、②及び③について、標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されている。所持している給与明細票を提出するので、当該期間の標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成16年12月1日から平成17年3月1日までの期間、同年4月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年8月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細票から判断すると、請求者は、当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成16年12月1日から平成17年3月1日までの期間、同年4月

1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細票により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月から平成17年2月までは28万円、同年4月は34万円、同年5月は30万円、同年7月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「請求者の主張どおりの報酬月額の届出は行っていない。」旨陳述していることから、事業主は、前述の給与明細票により確認できる報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成17年3月1日から同年4月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細票により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

2 請求期間②について、請求者から提出された給与明細票により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額及び請求期間②の各月に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回る30万円であることが認められる。したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、前述の給与明細票により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「請求者の主張どおりの報酬月額の届出は行っていない。」旨陳述していることから、事業主は、前述の給与明細票により確認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間③について、当該期間に係る標準報酬月額はオンライン記録において 16 万円と記録されている(厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない記録を除く。)が、請求者から提出された給与明細票により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額及び請求期間③に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも当該オンライン記録を上回る 17 万円であることが認められる。したがって、請求者の請求期間③に係る標準報酬月額については、前述の給与明細票により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求期間③に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成25年12月13日に厚生年金保険被保険者算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出しており、報酬月額の届出が誤っていたことを認めていることから、年金事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1600569 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1600223 号

#### 第1 結論

請求者のA社における平成13年4月1日から平成14年6月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年4月から平成14年5月までの標準報酬月額については、17万円を24万円とする。

平成13年4月から平成14年5月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。) 第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成13年4月から平成14年5月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和50年生

住 所 : 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年4月1日から平成14年6月21日まで

年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者期間のうちの請求期間 について、標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていることが分かった。

請求期間に係る給料支払明細書の一部及び給与振込口座に係る預金通帳を提出するので、 請求期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書及び預金通帳並びに同僚から提出された給料支払明細書により、請求者が請求期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主は、請求者の請求期間に係る報酬月額の届出及び厚生年金保険料の納付 について、不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情 は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。 また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料支払明 細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会 保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺 事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。 厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600559号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600224号

#### 第1 結論

1 A社における請求者の平成 12 年 4 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬 月額を次のとおり訂正することが必要である。平成 12 年 4 月から平成 14 年 9 月までは 9 万 8,000 円を 30 万円とする。

平成12年4月から平成14年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険 法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録 することが必要である。

2 A社における請求者の平成 14 年 10 月 1 日から平成 20 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬 月額を次のとおり訂正することが必要である。平成 14 年 10 月から平成 20 年 3 月までは 9 万 8,000 円を 30 万円とする。

平成 14 年 10 月から平成 20 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 14 年 10 月から平成 20 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額 に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成12年4月1日から平成20年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した請求期間の標準報酬月額が、実際の給与より低い額になっている。

請求期間の一部の給料支払明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほ しい。

#### 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 12 年 4 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録において、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、当初 30 万円と記録されていたところ、平成 14 年 4 月 8 日付けで、平成 12 年 10 月 1 日及び平成 13 年 10 月 1 日の定時決定が取り消され、平成 12 年 4 月 1 日に遡って、9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録において、A社の被保険者4人全員(請求者を除く。)についても、請求者と同様に平成14年4月8日付けで、当初の標準報酬月額が、平成12年4月1日に遡って引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された給料支払明細書により、平成 12 年 4 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる請求者の報酬月額は、当初記録されていた標準報酬月額 30 万円に見合う額であることが確認できる。

また、日本年金機構B事務センターから提出されたA社に係る滞納処分票には、同社が、請求期間当時に健康保険料、厚生年金保険料等を滞納し、保険料納付をめぐり社会保険事務所(当時)と度々交渉を重ねていたことが記録されており、同社の事業主は、「当社は、請求期間より前から資金繰りが苦しくなり、社会保険料等を滞納していた。平成14年頃に社会保険事務所の職員から、一番低い標準報酬月額で届出するように指導され、私が届書に押印し提出した。」旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所が平成 14 年 4 月 8 日付けで行った 請求者の標準報酬月額に係る遡及減額処理は、事実に即したものとは考え難く、請求者について、平成 12 年 4 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったと は認められないことから、当該減額処理に係る記録訂正は、有効なものとは認められない。 したがって、平成 12 年 4 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た報酬月額に見合う 30 万円に訂正することが必要である。

2 請求期間のうち、平成 14 年 10 月 1 日から平成 20 年 4 月 1 日までの期間について、請求者から提出された当該期間の一部の給料支払明細書(平成 14 年 10 月から平成 15 年 9 月まで、同年 12 月、平成 16 年 12 月、平成 17 年 3 月、同年 5 月、同年 10 月から同年 12 月まで及び平成 19 年 10 月)における給与支給額は、各月いずれも同額(29 万 3,500 円)で、オンライン記録の標準報酬月額を超えており、また、厚生年金保険料控除額も、各月いずれも同額(2 万 6,025 円)で、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超えている。また、A社の事業主は、「請求者には、請求期間を通じて、毎月、同額の給与 29 万 3,500円を支給し、同額の厚生年金保険料 2 万 6,025円を控除していた。」旨陳述しており、これらのことから判断すると、請求者は、平成 14 年 10 月 1 日から平成 20 年 4 月 1 日までの期間を通じて、29 万 3,500円の給与の支払を受け、2 万 6,025円の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求者の平成14年10月1日から平成20年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 14 年 10 月 1 日から平成 20 年 4 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書及び事業主の陳述により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、請求者の平成 14 年 10 月 1 日から平成 20 年 4 月 1 日までの期間の報酬月額に係 る届出及び保険料納付について、実際の給与支給額より低い報酬月額(10 万円)を社会保険 事務所に届け、当該届出の報酬月額に見合う標準報酬月額(9 万 8,000 円)に基づく厚生年 金保険料を納付したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係 る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入 の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められ る。 厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1600235 号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 1600225 号

#### 第1 結論

A社における請求者の平成10年10月1日から平成11年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成10年10月から平成11年1月までは18万円を20万円、同年2月から同年5月までは18万円を19万円、同年6月から同年9月までは18万円を20万円とする。

平成 10 年 10 月から平成 11 年 9 月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 10 年 10 月から平成 11 年 9 月までの上記訂正後の標準報酬月額 に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年10月1日から平成11年10月1日まで

ねんきん定期便では、請求期間に係る各月の厚生年金保険料納付額が1万5,615円と記載 されているが、給与支給明細書の厚生年金保険料控除額は1万7,350円である。

請求期間の標準報酬月額について、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の給与支給明細書により、請求者が、請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及 び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請 求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標 準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成10年10月から平成11年1月までは20万円、同年2月から同年5月までは19万円、同年6月から同年9月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否か については、事業主は、請求期間当時の資料を保存年限経過により廃棄している旨回答してお り、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せ ざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの 厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否か については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認 められない。 厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1600539 号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 1600227 号

#### 第1 結論

1 請求者のA社(現在は、B社に合併)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を 平成25年6月1日から同年5月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を22万円に訂正す ることが必要である。

平成 25 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。事業主は、請求者に係る平成 25 年 5 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬 月額を訂正することが必要である。平成 25 年 11 月から同年 12 月までの標準報酬月額につ いては、17 万円を 22 万円とする。

平成25年11月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 11 月から同年 12 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成26年1月31日から同年4月1日に訂正し、同年1月から同年3月までの標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

平成26年1月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年1月から同年3月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求者のC社(現在は、B社)における平成26年4月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年4月から同年6月までの標準報酬月額については、12万6,000円を22万円とする。

平成 26 年4月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが 必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 4 月から同年 6 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

5 請求者のC社における平成26年7月1日から平成27年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年7月から同年8月までの標準報酬月額については、12万6,000円を24万円、同年9月から平成27年4月までの標準報酬月額については、22万円を24万円とする。

平成26年7月から平成27年4月までの訂正後の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である(保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定による。)。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和60年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成25年5月1日から同年6月1日まで

- ② 平成25年11月1日から平成26年1月1日まで
- ③ 平成26年1月31日から同年4月1日まで
- ④ 平成26年4月1日から平成27年5月1日まで

A社に平成25年5月1日に入社後、同社のD部門が独立したC社に異動し、平成28年6月1日まで継続して勤務したが、請求期間①及び③の厚生年金保険被保険者記録がない。

また、勤務期間中に給与が大幅に下がった記憶はないが、請求期間②及び④の標準報酬月額が低い。

賃金明細等を提出するので、請求期間①、②、③及び④の年金記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

1 請求期間①、②、③、及び④のうち平成 26 年4月1日から同年7月1日までの期間については、訂正請求書受付日の前日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間であることから厚生年金特例法を、また、請求期間④のうち平成 26 年7月1日から平成 27 年5月1日までの期間については、訂正請求書受付日の前日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから厚生年金保険法を適用する。

請求期間①について、請求者から提出されたA社に係る正社員雇用契約書及び賃金明細により、請求者が、当該期間において同社に勤務(平成25年5月1日入社)し、標準報酬月額22万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、日本年金機構E広域事務センター(以下「E事務センター」という。)は、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得時(平成25年5月1日)の標準報酬月額について、「請求者から提出された賃金明細の支給合計から、24万円である。」旨回答している。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正 及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及 び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標 準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の賃金明細により確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 年金事務所が保管する請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(以下 「資格取得届」という。)における資格取得年月日が平成25年6月1日となっていること から、事業主から同日を資格取得年月日として資格取得届が提出され、その結果、年金事務 所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業 主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、請求者から提出された賃金明細、金融機関から提出された請求者に 係る給与振込口座の記録及びF市から提出された請求者に係る平成 26 年度所得・課税状況 等調査回答書により確認又は推認できる、当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額 (22 万円又は 24 万円)及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(22 万円)は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額(17 万円)を上回る。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき、前述の賃金明細等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 年金事務所が保管する請求者の請求期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額 変更届に記載された報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっているこ とから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として健康 保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の 当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

3 請求期間③について、請求者から提出された賃金明細、金融機関から提出された請求者に係る給与振込口座の記録及び同僚の陳述により、請求者が、当該期間においてA社に勤務し、標準報酬月額22万円に見合う給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間③に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき、前述の賃金明細により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 年金事務所が保管する請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届にお ける資格喪失年月日が平成26年1月31日となっていることから、事業主から同日を資格喪 失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、年金事務 所は、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(年金 事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場 合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険 料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求期間④のうち、平成26年4月1日から同年7月1日までの期間について、請求者から提出された賃金明細により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額 (12万6,000円)を上回る標準報酬月額(22万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、E事務センターは、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格取得時(平成26年4月1日)の標準報酬月額について、「請求者から提出された賃金明細の支給合計から24万円である。」旨回答している。

したがって、請求期間④のうち、平成26年4月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき、前述の賃金明細により確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 年金事務所が保管する請求者のB社に係る資格取得届に記載された報酬月額が、オンライン 記録の標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記 録どおりの標準報酬月額に見合う額として資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、 請求者の請求期間④のうち平成 26 年4月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金 保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと 認められる。 5 請求期間④のうち、平成26年7月1日から平成27年5月1日までの期間について、前述の請求者のB社における資格取得時の標準報酬月額に係るE事務センターの回答及び請求者から提出された賃金明細により確認できる当該期間に係る標準報酬月額(24万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(22万円)を上回ることから、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法に基づき、24万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600605号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600228号

#### 第1 結論

請求者のA社における平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額を 2 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成17年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所: 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に同社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録がないので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

# 第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳、A社から提出された平成 17 年度冬季パート寸志の支給に係る各支店宛ての通知書、複数の同僚から提出された寸志明細書等から判断すると、請求者は、平成 17 年 12 月 16 日に、同社から寸志として 2 万 7,900 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 2 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が、請求者の請求期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連 資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの 厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かに ついては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認め られない。 厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1600526 号 厚生局事案番号 : 近畿 (国) 第 1600069 号

#### 第1 結論

平成12年4月から平成15年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和50年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成12年4月から平成15年7月まで

国民年金の加入手続について、請求期間当時、A県B市の大学に通っていたので、C県D市の実家の母が、B市のどこかの行政機関に、親元で国民年金保険料を支払いたいという趣旨の電話をして、手続を行ってくれた。

請求期間の国民年金保険料については、母が、前述の行政機関から郵送してもらった納付書により、妹、父及び母自身の分と一緒に1年分をまとめてE銀行F支店(現在は、G支店)において納付してくれた。また、時期は定かでないが、同支店の父名義の預金口座から、年度初めに1年分を口座振替により納付してくれるようになった。

請求期間に係る国民年金保険料の領収証書を所持していないが、父の所得税の確定申告書控(以下「確定申告書控」という。)を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、「母が、妹、父及び母自身の分と一緒に、 毎年4月に、1年分を一括して納付してくれた。」旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の父及び母に係る国民年金保険料は、平成12年4月から平成13年3月までの期間は平成12年4月27日に、平成13年4月から平成14年3月までの期間は平成13年4月26日に、それぞれ前納されているところ、請求者に係る年金手帳の交付日(平成13年7月17日)及び請求者の基礎年金番号前後の国民年金被保険者に係る記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、平成13年6月頃に行われたものと推認できる。この場合、請求者の母は、請求者のこれらの期間に係る国民年金保険料を一緒に納付(前納)することができず、このことは、請求者の主張と符合しない。

また、前述の加入手続時点(平成13年6月頃)において、請求期間のうち、平成12年4月から平成13年3月までの期間の国民年金保険料は、過年度保険料(国庫金)として納付することは可能であるが、請求者の母は、請求期間の国民年金保険料を遡及して納付したことは無い旨陳述している。

さらに、請求者の父に係る平成12年分から平成15年分までの各年分の確定申告書控によると、社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料の支払額は、全て平成12年度から平成15年度までの各年度の定額保険料額により計算された金額となっているが、オンライン記録によ

ると、当該支払額に含まれているとする請求者の父に係る当該各年度の国民年金保険料は、割引のある前納により納付されており、確定申告書控に記載された当該支払額は、実際に納付された国民年金保険料の領収証書に基づいて記載されていないことがうかがえることから、確定申告書控に記載された内容によって、請求者に係る請求期間の国民年金保険料の納付があったものと認めることはできない。

加えて、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金 記録における事務処理の機械化が一層促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図 られていることから、収納の記録漏れ等の誤りが生じる可能性は低いものと考えられる上、ほ かに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことを示す資料は見当たら ない。

なお、請求者の母は、「家族の国民年金保険料について、時期は定かでないが、E銀行F支店の請求者の父名義の預金口座から、口座振替により納付するようになった。」旨陳述していることから、E銀行の普通預金月中取引記録表(控)及び普通預金元帳並びにオンライン記録において、請求者、その父及び母に係る国民年金保険料の口座振替納付が行われた預金口座及びその開始時期を確認したところ、請求者の父については、請求者の母が陳述する預金口座から、請求者及びその母については、同行H支店の請求者の母名義の預金口座から、いずれも平成17年4月分から口座振替納付が開始されている。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1600527 号 厚生局事案番号 : 近畿 (国) 第 1600070 号

#### 第1 結論

平成12年4月から平成13年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和53年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成12年4月から平成13年3月まで

私の国民年金については、母が加入手続を行い、20歳になった月分から国民年金保険料を納付してくれた。

請求期間の国民年金保険料についても、母が、兄、父及び母自身の分と一緒に、1年分を まとめて銀行の窓口において納付してくれたと思う。

請求期間に係る国民年金保険料の領収証書を所持していないが、父の所得税の確定申告書控(以下「確定申告書控」という。)を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、「母が、兄、父及び母自身の分と一緒に、銀行において1年分を一括して納付してくれた。」旨主張しており、オンライン記録によると、請求者の父及び母に係る平成12年4月から平成13年3月までの国民年金保険料については、平成12年4月27日に前納されている。

しかしながら、請求者の父に係る平成 12 年分の確定申告書控によると、扶養控除欄には請求者及びその兄の氏名が記載され、社会保険料控除欄には、国民年金保険料の支払額として平成 12 年度に係る定額保険料の 3 人相当分(47 万 8,800 円)が記載されているところ、請求者の母は、当該支払額は、請求者、その兄及び父の 3 人分である旨主張しているが、請求者の兄に係る年金手帳の発行日及び当該年金手帳に係る基礎年金番号前後の国民年金被保険者の記録などから、請求者の兄は、平成 12 年当時には国民年金に加入しておらず、このことは請求者の主張と符合しない。

また、前述のとおり、確定申告書控には、国民年金保険料の支払額として平成 12 年度に係る定額保険料の3人相当分が記載されているところ、オンライン記録によると、請求者の父に係る平成 12 年度の国民年金保険料は、割引のある前納により納付されていることから、当該支払額は、実際に納付された国民年金保険料の領収証書に基づいて記載されていないことがうかがえ、確定申告書控に記載された内容によって、請求者に係る請求期間の国民年金保険料の納付があったものと認めることはできない。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金 記録における事務処理の機械化が一層促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図 られていることから、収納の記録漏れ等の誤りが生じる可能性は低いものと考えられる上、ほ かに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことを示す資料は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1600611 号 厚生局事案番号 : 近畿 (国) 第 1600071 号

#### 第1 結論

昭和55年10月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年10月から昭和59年3月まで

昭和55年11月に結婚してしばらくした頃に、元義母が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

請求期間の国民年金保険料については、最初の5か月分ぐらいを元義母が納付してくれ、 その後の分は、私が郵便局において毎月納付した。

元義母は亡くなっており、国民年金の加入手続のことは分からないが、請求期間の国民年 金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者は、「昭和 55 年 11 月に結婚後、明確な時期は不明であるが、元義母が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料について、加入当初の約5か月分を元義母が納付してくれ、その後の分は私が毎月納付した。」旨陳述している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金 手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請 求者の国民年金手帳記号番号は、昭和59年3月10日にA県B市C地区において払い出されて おり、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の 加入手続は、同年2月頃に行われたものと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、「現在、所持している国民年金の年金手帳は1冊のみである。当該年金手帳を受け取った時期は覚えていない。」旨陳述しているところ、請求者が所持する国民年金に係る年金手帳の中表紙を見ると、「手帳発行年月日 昭和59年2月1日」と記載されていることから、当該年金手帳は、昭和59年2月1日に請求者に対して発行されたものであることが確認でき、このことは、前述の加入手続の状況と符合する。

さらに、前述の加入手続時点(昭和59年2月頃)まで、請求者は、国民年金に加入していないことから、請求期間の大半の国民年金保険料は、請求者が陳述する方法により納付することができない上、当該加入手続時点では、請求期間のうち、一部の期間の国民年金保険料については、遡って納付することは可能であるが、請求者から、請求期間の国民年金保険料を遡って納付した旨の陳述は無く、一部の期間の国民年金保険料については、時効により納付することができない。

加えて、請求期間の国民年金保険料を請求者が陳述する方法により納付するためには、前述 とは別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるが、社会保険オンラインシステムにより、 請求者が間違われたことがあるとする読み名を含む氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号 番号払出簿により、請求期間にB市C地区において払い出された国民年金手帳記号番号を全て 視認したが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者及びその元義母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600618号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600222号

#### 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年7月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録では、A事業所における被保険者資格取得年月日が平成 26 年 8 月 1 日となっているが、労働者名簿及び雇用保険の通知書のとおり、A事業所には同年 7 月 1 日 から雇用されているので、調査の上、請求期間を保険給付の計算の基礎となる被保険者期間に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

雇用保険の記録並びに請求者に係る労働者名簿及び賃金台帳から判断すると、請求者が、請求期間において、A事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、 記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、請求期間において厚生年金保険被保険者 として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められること が要件とされているところ、請求者から提出されたA事業所における平成 26 年分賃金台帳を 見ると、平成 26 年 8 月 5 日支給の給与から厚生年金保険料は控除されていない。

また、請求者及びA事業所は、A事業所における給与支払及び厚生年金保険料の控除方法について、いずれも「給与の締め日は毎月末日、給与支払日は翌月5日であり、保険料控除方法は翌月控除である。」旨陳述又は回答しているところ、A事業所の事務担当者は、「請求期間は試用期間であるため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は給与から控除していない。」旨回答している。

さらに、前述の平成 26 年分賃金台帳に記されている社会保険料の合計額は、請求者から提出された平成 26 年分給与所得の源泉徴収票に記されている社会保険料等の金額及びB市から提出された請求者の住民税に係る平成 27 年度課税証明書に記されている社会保険料控除の額とそれぞれ一致していることから、当該賃金台帳に記されている社会保険料の合計額のほかに、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1600565 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1600226 号

#### 第1 結論

請求期間のうち、昭和54年4月1日から昭和57年4月1日までの期間について、A事業所における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、昭和 57 年4月1日から平成9年3月1日までの期間について、B社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所 : 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和54年4月1日から昭和57年4月1日まで

② 昭和57年4月1日から平成9年3月1日まで

厚生年金保険の記録では、A事業所に勤務した請求期間①及びB社に勤務した請求期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

請求期間①には夜間の職業訓練校に通学しながらA事業所に住み込みで勤務し、請求期間 ②にはB社の役員として同社に勤務した。どちらの期間も厚生年金保険に加入していたので、 当該各期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 判断の理由

請求期間①について、C法人から提出された請求者に係る訓練生台帳、戸籍の附票等から判断すると、勤務の開始時期を特定できないものの、請求者が、昭和56年11月頃までA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらず、商業登記の記録等において確認できる同事業所の事業主に事情照会を行ったものの、回答は無く、同事業所における請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業主に確認することができない。

また、請求者は、請求期間①当時のA事業所の同僚として5人の姓を挙げているものの、姓のみの情報では、これらの者を特定することができないことから、同事業所における請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、当時の同僚に確認することもできない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、B社に係る商業登記の記録及び同社が加入するD国民健康保険組合の加入員記録から、請求者が、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、 請求者が同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同日の平成9年3月1日 であり、同社が、請求期間②において厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、B社は、請求期間②当時の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管していない 旨回答していることから、同社における請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除につ いて、事業所に確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1600382 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1600229 号

#### 第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA1社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の 訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者のB1社C1支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失 年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間③について、請求者のD1社E1支店における厚生年金保険被保険者資格の取得 年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 4 請求期間④について、請求者のF1社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の 訂正を認めることはできない。
- 5 請求期間⑤について、請求者のG1社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の 訂正を認めることはできない。
- 6 請求期間⑥について、請求者のH1社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及 び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 7 請求期間⑦について、請求者の I 1 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の 訂正を認めることはできない。
- 8 請求期間®について、請求者のI1社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の 訂正を認めることはできない。
- 9 請求期間⑨について、請求者のJ1社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の 訂正を認めることはできない。
- 10 請求期間⑩について、請求者のK1社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及 び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 11 請求期間⑪について、請求者のL1社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の 訂正を認めることはできない。
- 12 請求期間⑫について、請求者のM1社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の 訂正を認めることはできない。
- 13 請求期間⑬について、請求者のN1社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の 訂正を認めることはできない。
- 14 請求期間⑭について、請求者のO1社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及 び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 15 請求期間⑮について、請求者のP1社及びQ1社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 16 請求期間⑯について、請求者のR1社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の 訂正を認めることはできない。
- 17 請求期間⑰について、請求者のS1社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及 び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 18 請求期間®について、請求者のT1社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 19 請求期間⑩について、請求者のU1社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の 訂正を認めることはできない。
- 20 請求期間②について、請求者のV1社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。
- 21 請求期間②について、請求者のW1社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の 訂正を認めることはできない。

- 22 請求期間②について、請求者のW1社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。
- 23 請求期間②について、請求者のW1社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の 訂正を認めることはできない。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和33年2月頃から同年10月1日まで

- ② 昭和33年10月30日から昭和34年2月頃まで
- ③ 昭和34年3月頃から同年5月頃まで
- ④ 昭和34年6月頃から同年8月15日まで
- ⑤ 昭和35年7月1日から同年8月1日まで
- ⑥ 昭和35年8月1日から昭和36年4月1日まで
- (7) 昭和36年4月1日から同年8月14日まで
- ⑧ 昭和36年11月29日から同年12月1日まで
- ⑨ 昭和36年12月3日から昭和37年2月3日まで
- ⑩ 昭和39年4月1日から同年6月頃まで
- ① 昭和41年12月26日から昭和42年1月1日まで
- ⑫ 昭和47年2月2日から同年4月1日まで
- [3] 昭和55年5月21日から同年6月1日まで
- ⑭ 昭和55年7月頃から昭和56年7月頃まで
- ⑤ 昭和56年8月頃から昭和57年1月頃まで
- 16 昭和57年11月16日から同年12月1日まで
- (17) 昭和57年12月頃から昭和58年4月まで
- ⑱ 昭和58年5月頃から同年9月頃まで
- ⑨ 平成6年3月21日から同年4月1日まで
- ② 平成8年10月1日から平成10年7月29日まで
- ② 平成10年7月30日から同年8月6日まで
- ② 平成10年8月6日から平成11年12月24日まで
- ② 平成11年12月24日から平成12年1月1日まで

請求期間①について、昭和33年2月頃からA1社に勤務したが、厚生年金保険の資格取得年月日が同年10月1日となっているので、資格取得年月日を訂正してほしい。

請求期間②について、昭和34年2月頃までX1県Y1市にあったZ1社に勤務したが、 厚生年金保険の資格喪失年月日が昭和33年10月30日となっているので、資格喪失年月日 を訂正してほしい。

請求期間③について、厚生年金保険の被保険者記録がないが、A2県B2市C2区にあったD2社に勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

請求期間④について、昭和34年6月頃からE2社に勤務したが、厚生年金保険の資格取得年月日が同年8月15日となっているので、資格取得年月日を訂正してほしい。

請求期間⑤について、E2社がG1社に社名変更し、同社が倒産する昭和35年7月末まで勤務したが、厚生年金保険の資格喪失年月日が同年7月1日となっているので、資格喪失

年月日を訂正してほしい。

請求期間⑥について、厚生年金保険の被保険者記録がないが、X1県Y1市にあったF2 社に勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

請求期間⑦について、昭和36年4月1日からI1社に勤務したが、厚生年金保険の資格取得年月日が同年8月14日となっているので、資格取得年月日を訂正してほしい。

請求期間®について、昭和36年11月29日にI1社を退社したが、同年11月は1か月間働いて1か月分の給与が支給されたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。 請求期間⑨について、昭和36年12月3日からJ1社に勤務したが、厚生年金保険の資格取得年月日が昭和37年2月3日となっているので、資格取得年月日を訂正してほしい。

請求期間⑩について、厚生年金保険の被保険者記録がないが、G2社から同社のすぐ近くにあったK1社に出向し、勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

請求期間⑪について、昭和 41 年 12 月 26 日にH 2 社を退社したが、同年 12 月は 1 か月間働いて 1 か月分の給与が支給されたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。 請求期間⑫について、M 1 社に勤務したが、厚生年金保険の資格喪失年月日が昭和 47 年 2 月 2 日となっているので、資格喪失年月日を訂正してほしい。

請求期間®について、昭和55年5月末までN1社に勤務したが、厚生年金保険の資格喪失年月日が同年5月21日となっているので、資格喪失年月日を訂正してほしい。

請求期間⑭について、厚生年金保険の被保険者記録がないが、X1県Y1市にあったO1 社に勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

請求期間⑮について、厚生年金保険の被保険者記録がないが、X1県Y1市にあった I2社から派遣され、X1県J2市K2区にあった L2社で勤務していたので、I2社又は L2社の被保険者期間として認めてほしい。

請求期間®について、R1社における厚生年金保険の資格喪失年月日が昭和57年1月16日となっており、退社日は記憶していないが、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。 請求期間®について、厚生年金保険の被保険者記録がないが、A2県B2市M2区にあったS1社に雇用され、鉄工所のような町工場で勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

請求期間®について、厚生年金保険の被保険者記録がないが、X1県Y1市にあったN2 社に勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

請求期間⑩について、U1社における厚生年金保険の資格喪失年月日が平成6年3月21日となっており、退社日は記憶していないが、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。 請求期間⑩について、V1社における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬額よりも低く記録されているので、実際に支給されていた報酬額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

請求期間②について、平成10年7月30日からW1社に勤務したが、厚生年金保険の資格取得年月日が同年8月6日となっているので、資格取得年月日を訂正してほしい。

請求期間②について、W1社における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬額よりも低く記録されているので、実際に支給されていた報酬額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

請求期間②について、平成11年12月24日にW1社を退社したが、同年12月は1か月間働いて1か月分の給与が支給されたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、A1社は昭和38年3月16日に厚生年金 保険の適用事業所ではなくなっている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。)における事業主は所在不明であることから、請求者の請 求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主から確認することができない。

また、A1社に係る被保険者名簿によると、請求者は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年10月1日に被保険者資格を取得しており、同社は、請求期間①において適用事業所ではないところ、当該名簿において、請求者と同日に被保険者資格を取得している複数の者に事情照会したが、回答はなかった。

さらに、請求者に係るオンライン記録によると、請求期間①中の昭和 33 年 9 月 4 日に、B 1 社 C 1 支店における被保険者資格取得記録が確認できるところ、請求者は、「A 1 社の後に Z 1 社に勤務したのに、年金記録では両社の順番が入れ替わっている。」旨主張しているが、B 1 社 C 1 支店及びA 1 社に係る被保険者名簿における請求者の資格取得日及び資格喪失日はいずれもオンライン記録と一致している上、当該資格取得日及び資格喪失日が訂正された等の不自然な点は見当たらない。

加えて、A1社の所在地を管轄するO2法務局は、同社に係る商業登記の記録について、「該当するものが登記簿上見当たらない。」旨回答している上、請求者は、P2社の所在地を示した地図を提出し、「A1社はP2社の下請会社であり、同社の工場内で勤務していた。」旨陳述しているところ、示された場所に現存するP2社Q2支店の担当者は、「資料がないため、A1社が当社の協力会社であったか否かは確認できない。」旨陳述しており、A1社の請求期間①における事業実態について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年 金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、R2社(当時は、B1社)は、「資料がなく、請求者の請求期間②における勤務及び保険料控除状況は不明である。」旨回答しており、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所から確認することができない。

また、B1社C1支店に係る被保険者名簿において、請求期間②に被保険者資格を取得している複数の者に照会したが、請求者を記憶しているとする者はいなかった上、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

さらに、前述のとおり、請求者は、「A1社の後にZ1社に勤務したのに、年金記録では 両社の順番が入れ替わっている。」旨主張しているが、B1社C1支店及びA1社に係る被 保険者名簿における請求者の資格取得日及び資格喪失日はいずれもオンライン記録と一致 している上、当該資格取得日及び資格喪失日が訂正された等の不自然な点は見当たらない。 このほか、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 請求期間③について、請求者が勤務していたとする事業所所在地において、D1社E1支 店が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、S 2 社(当時は、D 1 社)は、「請求期間③当時の名簿等はなく、保管している厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届の控えを確認したが、請求者の記載はないため、請求者の勤務状況は不明である。」旨回答している上、同社の担当者は、「資料がなく、請求者に係る厚生年金保険料の控除状況は不明である。」旨陳述しており、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所から確認することができない。

また、D1社E1支店に係る被保険者名簿において、請求期間③に被保険者資格を取得している複数の者に照会したが、請求者を記憶しているとする者はいなかった上、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

さらに、D1社E1支店に係る被保険者名簿において、請求期間③に被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号は連続しており欠番はない。

このほか、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年 金保険被保険者として、請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたことを認めることはできない。

4 請求期間④について、F1社に係る被保険者名簿において、請求者とほぼ同時期に被保険 者資格を取得している者のうち二人が、「請求者は請求期間④当時に勤務していた。」旨回答 又は陳述しており、勤務開始時期は特定できないものの、請求者が請求期間④当時、同社に 勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、F1社に係る被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は、G1社に名称変更後、昭和35年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該被保険者名簿における事業主は、F1社のことは記憶していない旨回答しており、請求者の請求期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主から確認することができない。

また、F1社に係る被保険者名簿において、請求者とほぼ同時期に被保険者資格を取得している複数の者に照会したが、請求者の請求期間④に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

さらに、F1社に係る被保険者名簿における請求者の資格取得日はオンライン記録と一致 している上、当該資格取得日が訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

5 請求期間⑤について、前述のとおり、G1社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社に係る被保険者名簿における事業主は、G1社のことは記憶していない旨回答しており、請求者の請求期間⑤に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主から確認することができない。

また、G1社に係る被保険者名簿において、請求者と同様に、同社が厚生年金保険の適用 事業所ではなくなった昭和35年7月1日に被保険者資格を喪失している複数の者に照会し たところ、同社の倒産時期を記憶する5人は、いずれも同社が昭和35年7月1日までに倒 産した旨回答又は陳述している上、請求者の請求期間⑤に係る勤務及び厚生年金保険料の控 除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

さらに、前述のとおり、G1社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったのは昭和 35 年7月1日であり、同社は、請求期間⑤において適用事業所ではない上、同社に係る被保険者名簿における請求者の資格喪失日はオンライン記録と一致しており、当該資格喪失日が訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間⑤に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことを認めることはできない。

6 請求期間⑥について、請求者は、Y1市T2町にあったF2社に勤務していた旨主張しているところ、オンライン記録及び被保険者名簿により、請求期間⑥当時、同市U2通において、H1社(現在は、V2社)が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認でき、同社の事業主は、「請求期間⑥当時から、Y1市T2町に当社の営業所がある。」旨陳述していることから、請求対象事業所はH1社であると考えられる。

しかしながら、V2社は、「資料がなく、請求者の勤務及び保険料控除状況は不明であるが、請求期間⑥当時、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨回答しており、請求者の請求期間⑥に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所から確認することができない。

また、H1社に係る被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)において、請求期間⑥に被保険者資格を取得している複数の者に照会したが、請求者を記憶しているとする者はいなかった上、請求者の請求期間⑥に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

さらに、H1社に係る被保険者名簿及び被保険者原票において、請求期間⑥に被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号は連続しており欠番はない。

このほか、請求者の請求期間⑥に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年 金保険被保険者として、請求期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたことを認めることはできない。

7 請求期間⑦について、オンライン記録によると、I 1 社は昭和 58 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る被保険者名簿における請求期間⑦当時の事業主は既に死亡している上、当該事業主の子であるとする者は、「I 1 社の書類は全て処分している。」旨陳述しており、請求者の請求期間⑦に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主から確認することができない。

また、I1社に係る被保険者名簿及び被保険者原票において、請求期間⑦の前後1年以内の期間に被保険者記録がある複数の者に照会したが、請求者の請求期間⑦に係る勤務及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

さらに、請求者は、請求期間⑦が国民年金の加入期間となっていることについて、「自身で国民年金の手続をしたことはない。国民年金の記録により厚生年金保険の記録が消されている。」旨主張しているが、I1社に係る請求者の被保険者原票に記載された資格取得日はオンライン記録と一致している上、当該資格取得日が訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間⑦に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

8 請求期間®について、請求者は、「I 1社の退社日は昭和36年11月29日であり、その後は同社に勤務していないが、昭和36年11月を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。」旨主張しているところ、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第19条第1項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」旨、また、被保険者資格の喪失時期については、同法第14条において、「被保険者は、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失する。」旨、それぞれ規定されて

いることから、仮に請求者の主張どおり、請求者が昭和 36 年 11 月 29 日に使用されなくなったのであれば、厚生年金保険法において、昭和 36 年 11 月は、年金額の計算の基礎となる被保険者期間に算入されない。

また、前述のとおり、I 1社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る被保険者名簿における請求期間⑧当時の事業主は既に死亡している上、当該事業主の子であるとする者は、「I 1社の書類は全て処分している。」旨陳述しており、請求者の請求期間⑧に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主から確認することができない。

さらに、I 1 社に係る被保険者名簿及び被保険者原票において、請求期間⑧の前後1年以内の期間に被保険者記録がある複数の者に照会したが、請求者の請求期間⑧に係る勤務及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

加えて、I1社に係る請求者の被保険者原票に記載された資格喪失日はオンライン記録と 一致している上、当該資格喪失日が訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間®に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間®に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

9 請求期間⑨について、J1社は、「請求者の入社日は、昭和37年2月3日である。」旨回答し、請求者に係る資格取得日が昭和37年2月3日と記載された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書を提出しているところ、同社の取締役は、「請求期間⑨当時、入社日を資格取得日として厚生年金保険に加入させていた。」旨陳述している。

また、J1社に係る被保険者名簿において、請求期間⑨に被保険者記録がある複数の者に 照会したが、請求者の請求期間⑨に係る勤務及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答 又は陳述はなかった。

さらに、J1社に係る被保険者名簿における請求者の資格取得日はオンライン記録と一致 している上、当該資格取得日が訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間⑨に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年 金保険被保険者として、請求期間⑨に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたことを認めることはできない。

10 請求期間⑩について、請求者は、「G 2社から出向し、K 1社において勤務していた。」旨主張しているところ、G 2社に係る被保険者名簿において、請求者の被保険者記録と重複する期間に被保険者記録がある者のうち一人は、自身はK 1社には勤務していないとした上で、「請求者は、K 1社に出向したと思うが、請求者の出向時期及び出向期間については、覚えていない。」旨陳述している。

しかしながら、請求者がK1社の所在地と記憶するW2県X2地区において、当該事業所名の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、請求者が記憶する事業主は既に死亡しており、請求者の請求期間⑩に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、請求対象事業所及び当該事業所の事業主から確認することができない。

また、請求者が出向元事業所とするG2社は、商業登記の記録によると、昭和49年10月1日に解散している上、同社に係る被保険者名簿における事業主は既に死亡しており、請求者の請求期間⑩に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、請求者が出向元事業所とする事業所及び当該事業所の事業主からも確認することができない。

さらに、G 2 社に係る被保険者名簿において、請求者の被保険者記録と重複する期間に被保険者記録がある複数の者が、自身はK 1 社にも勤務した旨回答又は陳述しているところ、このうち一人は、F 1 社では、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料は引かれていなかったと思う。」旨陳述している。

加えて、G 2社に係る被保険者名簿において、請求者がK 1社の元同僚として挙げた4人と考えられる者の被保険者記録が確認できるが、前述のとおり、K 1社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらず、当該4人の同事業所における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間⑩に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間⑩に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

11 請求期間⑪について、請求者は、「Y 2社の退社日は昭和 41 年 12 月 26 日であり、その後は同社に勤務していないが、昭和 41 年 12 月を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。」旨主張しているところ、前述のとおり、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第 19 条第 1 項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」旨、また、被保険者資格の喪失時期については、同法第 14 条において、「被保険者は、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失する。」旨、それぞれ規定されていることから、仮に請求者の主張どおり、請求者が昭和 41 年 12 月 26 日に使用されなくなったのであれば、厚生年金保険法において、昭和 41 年 12 月は、年金額の計算の基礎となる被保険者期間に算入されない。

また、L1社に係る被保険者名簿によると、同社は昭和44年5月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該被保険者名簿における事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間⑪に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主から確認することができない。

さらに、L1社に係る被保険者名簿において、請求期間⑪に被保険者記録がある複数の者に照会したが、請求者を記憶しているとする者はいなかった上、請求者の請求期間⑪に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

加えて、L1社に係る被保険者名簿における請求者の資格喪失日はオンライン記録と一致 している上、当該資格喪失日が訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間⑪に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間⑪に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

12 請求期間⑫について、M1社は、「資料はなく、請求者の請求期間⑫に係る勤務及び保険料控除状況は不明である。」旨回答しており、請求者の請求期間⑫に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所から確認することができない。

また、M1社に係る被保険者名簿において、請求期間⑫に被保険者記録がある者に加え、請求者の被保険者記録と重複する期間に被保険者記録がある者にも照会したが、請求者の請求期間⑫に係る勤務及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった上、当該被保険者名簿の事務担当者欄に記載されている者は既に死亡している。

さらに、M1社に係る被保険者名簿における請求者の資格喪失日はオンライン記録と一致 しており、当該資格喪失日が訂正された等の不自然な点は見当たらない上、雇用保険の記録 によると、請求者の同社における離職年月日は昭和 47 年 2 月 5 日であり、厚生年金保険の 資格喪失日の記録(昭和 47 年 2 月 2 日)とほぼ符合する。

このほか、請求者の請求期間⑫に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間⑫に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

13 請求期間⑬について、商業登記の記録によるとN1社は、昭和59年11月\*日に破産終結している上、請求期間⑬当時の二人の代表取締役は、一人は既に死亡し、ほかの一人は所在不明であることから、請求者の請求期間⑬に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主から確認することができない。

またN1社に係る被保険者名簿において、請求期間⑬に被保険者記録がある複数の者に照会したが、請求者の請求期間⑬に係る勤務及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

さらに、雇用保険の記録によると、請求者のN1社における離職年月日は昭和55年5月20日であり、厚生年金保険の資格喪失日の記録と符合する。

加えて、N1社に係る被保険者名簿における請求者の資格喪失日はオンライン記録と一致 している上、当該資格喪失日が訂正された等の不自然な点は見当たらない。

なお、請求期間®当時にN1社において経理事務を担当していたとする者が、「N1社は、 従業員の入退社が多く、給与締日である20日を退社日とすることが多かった。」旨回答して いるところ、同社に係る被保険者名簿において、請求者の資格喪失日の前後6か月以内の期 間に被保険者資格を喪失している者のうち半数以上の者が、21日付けで資格喪失している。

このほか、請求者の請求期間®に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間®に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

14 請求期間⑭について、Z 2社発行の在籍証明書を見ると、請求者の当該事業所における就職年月は昭和55年7月、退職年月は昭和56年7月である旨、また、請求者の当該事業所に係る昭和55年度及び昭和56年度の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)を見ると、昭和55年10月を除く請求期間⑭の各月において請求者に給与が支給されていた旨、それぞれ記載されている。

しかしながら、Z2社の事務担当者が、「請求期間⑭当時、当社は、A3社という名称だったが厚生年金保険には加入しておらず、請求者に係る厚生年金保険の加入手続は行っていない。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、Z2社は、昭和57年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間⑭において、当該事業所に係る厚生年金保険の適用事業所記録は見当たらない。

また、請求者は、「請求期間⑭当時、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」 旨陳述している上、前述の請求者に係る賃金台帳においても、給与から厚生年金保険料が控 除されていた旨の記載は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間⑭に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

15 請求期間⑮について、請求者は、「Y1市にあったI2社からJ2市K2区にあったL2

社に派遣されて働いたが、どちらの従業員だったのかはよく分からないので、いずれかの事業所で厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」旨主張している。

しかしながら、Q1社は、「請求者は当社に勤務していない。請求期間⑤当時、当社が直接雇用している従業員については、勤務開始当初から社会保険の加入手続を行っていた。」 旨回答し、請求期間⑤当時に社会保険の被保険者資格を取得した者の一覧とする資料を提出しているところ、当該資料に請求者の氏名は見当たらない。

また、Q1社に係る被保険者原票において、請求期間⑮に被保険者資格を取得している複数の者に照会したが、請求者を記憶しているとする者はいなかった上、請求者の請求期間⑯に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

さらに、Q1社に係る被保険者原票において、請求期間⑤に被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号は連続しており欠番はない。

一方、Q1社が、「請求期間⑤当時、当社はP1社と業務委託契約を締結していた。請求期間⑤当時の契約書は残っていないが、昭和57年の契約書がある。」旨回答しているところ、同社から提出された昭和57年9月1日付けの契約書及び外注基本契約書によると、Q1社はY1市にあるP1社と契約を締結している旨、また、P1社は作業に従事する従業員に対し事業主として財政上及び法律上の全ての責任を負う旨等記載されている。

しかしながら、商業登記の記録によると、P1社は、平成7年12月4日にB3社に合併 し解散しているところ、B3社は、「資料がなく、請求者の勤務及び保険料控除状況につい ては不明である。」旨回答しており、請求者の請求期間⑮に係る勤務実態及び厚生年金保険 料の控除について、同社から確認することができない。

また、請求期間 $\hat{\mathbf{s}}$ 中の昭和 56 年 9 月に業務委託先である  $\mathbf{P}$  1 社から  $\mathbf{Q}$  1 社へ提出されたとする名簿が  $\mathbf{Q}$  1 社から提出されているところ、同社の事務担当者は、「名簿に記載されている者は、当社において業務に従事していた  $\mathbf{P}$  1 社の従業員であると思う。」旨陳述しているが、当該名簿に記載された 16 人の中に請求者の氏名は見当たらない。

さらに、P1社において給与計算事務を担当していたとする者が、 $\Gamma Q1$ 社で働いていた P1社の従業員は、短期間の期間工であったことから社会保険は非加入だったと思う。社会保険非加入者の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨陳述しているところ、P1社に係るオンライン記録において、前述のP1社からQ1社へ提出されたとする名簿に記載された 16 人に係る被保険者記録は見当たらない。

加えて、P1社に係る被保険者原票において、請求期間⑤に被保険者資格を取得している 複数の者に照会したが、請求者を記憶しているとする者はいなかった上、請求者の請求期間 ⑤に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

また、P1社に係る被保険者原票において、請求期間⑤に被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号は連続しており欠番はない。

このほか、請求者の請求期間⑤に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

16 請求期間⑩について、C3社(当時は、R1社)は、「資料はなく、請求者の勤務及び保 険料控除状況は不明である。」旨回答しており、請求者の請求期間⑩に係る勤務実態及び厚 生年金保険料の控除について、事業所から確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、請求者のR1社における離職年月日は、昭和57年11月15日であり、厚生年金保険の資格喪失日の記録と符合する上、雇用保険法において、基本手当は、所定の要件を満たして失業の認定を受けた者に支給することとされているところ、D3公共職業安定所の回答によると、請求者は、請求期間⑩中の同年11月20日に求職の申込

みを行い、請求期間⑯の終期を含む、同年 11 月 27 日から昭和 58 年 2 月 24 日までの期間に 係る基本手当を受給している。

さらに、R1社に係る被保険者原票において、請求期間⑩に被保険者記録がある複数の者に加え、資格喪失日が請求者と同日である者にも照会したが、請求者の請求期間⑩に係る勤務及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

加えて、R 1 社に係る請求者の被保険者原票における請求者の資格喪失日はオンライン記録と一致しており、当該資格喪失日が訂正された等の不自然な点は見当たらない上、当該原票には、請求期間⑩中の昭和 57 年 11 月 19 日に健康保険被保険者証が返納された旨記載されている。

このほか、請求者の請求期間⑯に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間⑯に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

17 請求期間⑰について、請求者が勤務していたとする事業所所在地において、S1社(現在は、E3社)が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、商業登記の記録においてE3社と代表取締役及び所在地が同一のF3社は、両社は関連会社であるとした上で、「請求者に係る資料はなく、請求者の勤務及び保険料控除状況は不明である。」旨回答しており、請求者の請求期間⑰に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所から確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、請求者は、昭和 57 年 11 月 27 日から昭和 58 年 2 月 24 日まで基本手当を受給しており、請求期間⑰のうち、昭和 58 年 2 月 24 日までの期間について失業の認定を受けていることが確認できる。

さらに、S1社に係る被保険者名簿において、請求期間⑰に被保険者資格を取得している 複数の者に照会したが、請求者の請求期間⑰に係る勤務及び厚生年金保険料の控除をうかが わせる回答又は陳述はなかった。

加えて、S1社に係る被保険者名簿において、請求期間⑰に被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号は連続しており欠番はない。

このほか、請求者の請求期間⑪に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間⑰に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

18 請求期間®について、請求者が勤務していたとする事業所所在地において、T 1 社が厚生 年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、商業登記の記録によると、T1社は、平成14年12月3日に解散している上、請求期間®当時の代表取締役は、「資料はなく、請求者を記憶していない。」旨回答しており、請求者の請求期間®に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主から確認することができない。

また、前述の請求期間®当時の代表取締役は、「従業員の出入りが激しかったため、厚生年金保険の資格取得手続を行う時期は従業員ごとに異なる取扱いをしていた。」旨、請求期間®当時にT1社において総務担当であったとする者は、「現場業務に従事する者はすぐに退社する者も多く、勤務態度等を見て厚生年金保険の資格取得手続を行っていた。当該手続を行うまでに、給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨、それぞれ陳述している。

さらに、T1社に係る被保険者原票において、請求期間®に被保険者記録がある複数の者

に照会したが、請求者を記憶しているとする者はいなかった上、請求者の請求期間®に係る 厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

加えて、T1社に係る被保険者原票において、請求期間®に被保険者資格を取得した者の 健康保険の整理番号は連続しており欠番はない。

このほか、請求者の請求期間®に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間®に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

19 請求期間⑩について、商業登記の記録によると、U1社は、平成16年9月\*日に破産終結している上、請求期間⑪当時の代表取締役は既に死亡していることから、請求者の請求期間⑪に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主から確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、請求者のU1社における離職年月日は平成6年3月20日であり、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記録と符合する上、請求期間⑩中の同年3月29日に求職の申込みが行われている。

さらに、U1社に係るオンライン記録において、請求期間®に被保険者記録がある複数の者に照会したが、請求者の請求期間®に係る勤務及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

加えて、U1社が加入していたG3厚生年金基金における請求者の加入員資格喪失日は、 厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している上、オンライン記録において、請求者の U1社における資格喪失日が訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間⑩に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間⑩に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

20 請求期間⑩について、請求者は、「証券会社に金銭を預け入れるために給与から控除されていた額が標準報酬月額に含まれておらず、改ざんされている。」として、V1社における厚生年金保険の標準報酬月額が相違している旨主張している。

しかしながら、請求者のV1社に係る平成9年1月度から平成10年7月度までの給与支給明細書によると、各種控除前の給与総支給額から求められる平成9年10月の定時決定における標準報酬月額は17万円であり、オンライン記録における標準報酬月額と一致している上、請求期間⑩当時に同社において社会保険事務を担当していたとする者は、報酬月額に係る届出について、「控除後の額を届け出ることはなく、控除前の総支給額を届け出ていた。」旨陳述している。

また、請求者のV1社における被保険者資格喪失時の標準報酬月額は、前述の平成9年10月の定時決定における標準報酬月額が適用されるところ、同社から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、請求者の資格喪失時の標準報酬月額は17万円と記載されており、オンライン記録における標準報酬月額と一致する上、オンライン記録において、請求者の請求期間②における標準報酬月額が訂正された等の不自然な点は見当たらない。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及 び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び 請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であるところ、前述の請求者に 係る平成9年1月度から平成10年7月度までの給与支給明細書における厚生年金保険料控 除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額を上回らない。

このほか、請求期間⑩に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連 資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

21 請求期間②について、商業登記の記録によると、W1社は、平成20年6月1日にH3社に合併し解散しているところ、H3社は、「社内文書規程により、請求期間②当時の資料は既に処分しており、請求者の勤務及び保険料控除状況については不明である。」旨回答しており、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所から確認することができない。

また、請求期間②当時のW1社の事務担当者が、タクシー乗務員に係る入社時の厚生年金保険及び雇用保険の届出について、「いずれも入社日を資格取得日として届出を行っていた。」旨陳述しているところ、請求者の同社における雇用保険被保険者の資格取得年月日は平成10年8月6日であり、厚生年金保険被保険者の資格取得年月日と一致する。

さらに、W1社に係るオンライン記録において、請求者の被保険者記録と重複する期間に 被保険者記録がある複数の者に照会したが、請求者の請求期間②に係る勤務及び厚生年金保 険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

加えて、オンライン記録において、請求者のW1社における資格取得日が訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

22 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者のW1社における標準報酬月額は、 平成11年10月の定時決定前は26万円、当該定時決定以降は22万円とそれぞれ記録されているところ、請求者は、「W1社におけるタクシー乗務員としての給与は、額面で29万円以上、手取りで26万円ないし27万円くらいだった。また、平成11年10月から標準報酬月額が22万円に引き下げられており、会社が意図的におかしな記録にしている。」旨主張している。

しかしながら、商業登記の記録においてW1社の合併先であるH3社は、「社内文書規程により、請求期間②当時の資料は既に処分しており、請求者の請求期間②に係る届出及び保険料控除状況については不明である。」旨回答しており、請求者の請求期間②に係る各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、事業所から確認することができない。

また、請求者が給与振込先であったとする I 3 社から提出された請求者に係る取引履歴を見ると、平成 10 年 8 月から平成 11 年 12 月までの各月 28 日頃に計 17 回のW 1 社の給与と考えられる振込履歴が確認できるところ、当該 17 回の振込額はいずれも 26 万円未満である上、このうち 13 回の振込額は 20 万円未満である。

さらに、請求期間②当時のW1社の事務担当者が、タクシー乗務員に係る厚生年金保険の報酬月額の届出について、「定時決定の対象となる期間における報酬の総額を届け出ていた。」旨回答しているところ、W1社においてタクシー乗務員であったとする元同僚から提出された請求期間②当時の給与支給明細書によると、平成10年から平成12年までの各年の定時決定の対象となる期間における報酬の総額から求められる標準報酬月額は、同人のオンライン記録における標準報酬月額とそれぞれ一致している。

加えて、W1社に係るオンライン記録において、請求者の被保険者記録と重複する期間に被保険者記録がある複数の者に照会したが、同社における自身の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されているとする者はいなかった。

また、オンライン記録において、請求者の請求期間②における標準報酬月額が訂正された 等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連 資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

23 請求期間②について、請求者は、「W 1 社の退社日は平成 11 年 12 月 24 日であり、その後は同社に勤務していないが、平成 11 年 12 月を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。」旨主張しているところ、前述のとおり、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第 19 条第 1 項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」旨、また、被保険者資格の喪失時期については、同法第 14 条において、「被保険者は、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失する。」旨、それぞれ規定されていることから、仮に請求者の主張どおり、請求者が平成 11 年 12 月 24 日に使用されなくなったのであれば、厚生年金保険法において、平成 11 年 12 月は、年金額の計算の基礎となる被保険者期間に算入されない。

また、請求者は、「平成 11 年 11 月及び同年 12 月の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述しているところ、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められる場合とされていることから、請求者の給与から請求期間②に係る厚生年金保険料が控除されていなかった場合は、厚生年金特例法による記録訂正の対象とはならない。

さらに、商業登記の記録においてW1社の合併先であるH3社は、「社内文書規程により、 請求期間②当時の資料は既に処分しており、請求者の勤務及び保険料控除状況については不 明である。」旨回答しており、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控 除について、事業所から確認することができない。

加えて、請求期間②当時のW1社の事務担当者が、「従業員について、在職中に被保険者 資格を喪失させることはなく、退社日まで厚生年金保険に加入させていた。」旨回答してい るところ、同社に係る請求者の退社簿に記載された退社年月日、及び請求者の同社に係る雇 用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書における離職年月日は、いずれも平成11年12 月23日であり、厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日の記録と符合する。

また、W1社に係るオンライン記録において、請求者の被保険者記録と重複する期間に被保険者記録がある複数の者に照会したが、請求者の請求期間②に係る勤務及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

さらに、オンライン記録において、請求者のW 1 社における資格喪失日が訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。